

(件名) 伊佐市への特別支援学校設置及び県全体の特別支援学校の教育環境の改善に向けた見直し等についての陳情書

(陳情の要旨)

おぎゃー献金発祥の地ならではの「子育てにやさしいまち」をめざしている伊佐市は、福祉・教育・医療・保健の連携が充実し、私たち市民は安心して子育てできるまちと実感しています。乳幼児検診・親子教室・子ども発達支援センター・子育て世代包括支援センター・保育所・幼稚園・教育委員会、小児科医の連携は、県内だけでなく全国でも先進地と紹介されており、さらに発展、充実していくことを願っています。

伊佐市では、開設24年を迎えた「伊佐市子ども発達支援センターたんぼぼ」を中心に、乳児期から地域と繋がった療育が行われています。生活圏域で乳児期から早期の支援を受けた子どもの成長はめざましく、また保護者も安心して子育て生活を営み、その子らしく生きる基礎を培っています。この人生の基礎を豊かに実らせ、自分らしく生きていけるよう、学齢期のさらなる充実を願います。学齢期の子どもは内面も外見も、青年期に向けて大きな変化を遂げ、保護者の悩みも変化し、地域でさらに様々な人、機関と繋がる力が重要となります。この学齢期にこそ地域密着型の特別支援学校の果たす役割が重要となります。合併前の平成6年から保護者と市町がともに養護学校誘致活動に取り組んできました。現在、伊佐市の子どもたちが通学する出水養護学校は、網羅する学区も広範囲で遠方にあり、伊佐市の障がい児教育の核となる学齢期の教育機関としてすべての子どもたちを支援できているとはいえない状況です。

現状、伊佐市や湧水町の子どもたちは、未だ復旧の終わらない崩れた山道を通り、山越えをして毎日バス通学しています。片道80分以上かかる子どもたちもいます。この長時間通学による子どもたちへの大きな負担の課題については、牧之原養護学校に通う始良地区や志布志地区の子どもたちにおいても同様であると聞いています。

こうした中、令和2年10月には中央教育審議会が、特別支援学校の設置基準を新たに定め、校舎の大きさや備えるべき施設などを明確化して教育環境の改善を進めることを盛り込んだ中間まとめを公表しました。また、令和2年度から令和6年度までは集中取組期間として、各学校設置者が行う特別支援学校の用に供する既存施設の改修事業について国庫補助の算定割合も1/3から1/2へ引き上げられています。

今こそ、県として、地域に根差した特別支援学校又は分校の設置など、県全体の特別支援学校の教育環境の改善に向けた見直しを行い、併せて特別支援学校における長時間通学の負担軽減に向けて、通学地域の見直しやバス路線の見直し等、一層の検討に努めていただく機会ではないでしょうか。

地域に根差した特別支援学校の設置は、地域で繋がっている伊佐市や湧水町等のネットワークの拡大や充実、そして障がいのあるなしに関わらず伊佐市や湧水町を含めた県内全ての子どもが笑顔で生活できることに繋がると考え、地域での学習会をはじめ啓発活動等に取り組んでいます。署名活動では県内外から19,036筆の想いを寄せていただき、塩田知事に提出しました。新しい建物が欲しいのではなく、改修含め、子どもたちが負担少なく通える特別支援学校を地域の中に1日でも早くというのが私たちの願いです。

障害者差別解消法により合理的配慮が義務化された今、子どものニーズに応じた教育環境の整備は、当たり前のこととして考えられるべきではないかと思えます。そのためには、適正規模、適正通学時間、高等部卒業後の選択肢の一つとして専攻科を持つ特別支援学校が必要です。

以上の趣旨に基づき、下記要項を重視した地域の特別支援教育のセンター的役割を果たす特別支援学校を伊佐市に設置していただきますよう、また、県全体の特別支援学校の教育環境の改善に向けた見直しに一層努めていただきますよう強く要望します。

記

1. 伊佐市に特別支援学校の設置をお願いします。
 - (1) 地域の学齢期支援のネットワークの核となる特別支援学校の設置をお願いします。
 - (2) 適正な規模で、障がい種別に関わらず支援できる特別支援学校の設置をお願いします。
 - (3) 子どもや親の送迎の負担の少ない、自宅から30分以内で通える特別支援学校の設置をお願いします。
 - (4) 地域居住地校交流だけでなく学校同士の交流も充実して、子どもたち同士の理解が深まるような交流及び共同学習を実施できるよう、特別支援学校の設置をお願いします。
 - (5) 放課後活動の充実した学校生活を送ることができる特別支援学校の設置をお願いします。
 - (6) 高等部卒業後、ゆっくりじっくり学べる場を保障するために専攻科のある特別支援学校の設置をお願いします。
 - (7) 地域の理解を深め、これからの共生社会づくりのベースとなる特別支援学校の設置をお願いします。
2. 様々な事情から特別支援学校の設置が困難な場合は、上記項目を加味した県立出水養護学校の分校の設置をお願いします。